

伊勢原市公園愛護会活動推進事業実施要領

1 目的

この要領は、市民にとって身近な公共空間である都市公園、みどり公園課で管理する緑地（以下「公園等」という。）の美化を推進するため、市民等による美化活動を支援することにより、公園等の美化に対する市民意識の向上を図るとともに、市民協働による清潔で安全な公共空間を創出することを目的とする。

2 対象団体

対象となる団体は、2名以上で構成される団体（以下「公園愛護会」という。）とする。

なお、原則として、1公園1団体とする。ただし、公園の形状や活動内容、活動場所を限定しない機動的な取り組み等、みどり公園課が必要と認めた場合には、この限りではない。

3 活動内容

公園等の美化活動を行う公園愛護会の活動内容は次のものとする。

- (1) 清掃・・・月1回以上
- (2) 除草・・・4～10月までの間で3回以上
- (3) 施設巡視・・・随時
- (4) 緑化活動・・・随時
- (5) その他公園等の維持管理に必要な活動

(6) 活動場所を限定しない公園愛護会は、除草を主な取り組みとし、その活動に当たっては、その都度みどり公園課を協議するものとする。

なお、収集したゴミ、草等の処分については、別途みどり公園課と協議するものとする。

4 安全の確保

活動にあたっては、活動団体が責任をもって事故やけが等が無いよう安全に十分注意し、他の公園利用者の安全を確保する。

5 支援内容

市は、公園愛護会への活動に対し、予算の範囲内で次の支援を行うものとする。

(1) 報奨金の交付

次の基準に沿って、毎年度末に団体代表者へ交付するものとする。

交付額 = a + b

a 基本額 1団体あたり 8,000円

b 加算額 1㎡あたり 10円 × 管理面積 (㎡) 加算上限額 20,000円

※報奨金の交付を希望しない団体や活動場所を限定しない場合については、物品等の支援・貸与を行う。

(2) 市民活動保険の加入

(3) 活動表示板の設置（希望団体）

(4) その他美化活動に必要な支援

6 参加の届出

本事業に参加しようとする団体は、市長に公園愛護会設立届出書（第1号様式）を提出するものとする。

7 合意書の締結

市長は、前項の届出書があった場合は、その内容が適当と認められるときは、公園愛護会と合意書（第2号様式）を取り交わすものとする。

8 報告書及び計画書の提出

前項の合意書を取り交わした公園愛護会は、次の書類を2月末までに提出するものとする。

(1) 年間活動報告書（第3号様式）

【活動日別の活動内容・名簿、活動写真】

(2) 来年度活動計画書（第4号様式）

【年間活動目標、月ごとの活動予定内容・予定人数】

9 合意書の解除

次に掲げる場合は合意書を解除することとする。

(1) 公園愛護会から合意書解除の申し出があったとき。

その際、公園愛護会は、公園愛護会活動中止届出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(2) 公園愛護会が活動の内容を履行していないと認められるとき。

(3) 公園愛護会が本制度にふさわしくない行為をしたと認められるとき。

10 感謝状の贈呈

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、感謝状を贈呈するものとする。

(1) この活動を5年目、10年目、15年目のそれぞれにおいて継続して行っている公園愛護会。

なお、期間の起算日は、本要領第7に基づく合意書の締結日とする。

(2) 市長が特に必要と認めた場合。

11 その他

公園愛護会は、この要領に定めるもののほか疑義が生じた場合、みどり公園課とその都度協議するものとする。

12 施行期日

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年12月2日から施行する。